

ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究に関する専門委員会 の改変について（案）

改変の趣旨

平成 31 年 6 月 19 日、CSTI において取りまとめられた、「「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告（第二次）～ヒト受精胚へのゲノム編集技術等の利用等について～」において、個別研究計画において適切に審査が行われることを前提に、「余剰胚にゲノム編集技術等を用いる遺伝性・先天性疾患研究」及び「新規胚へのゲノム編集技術等を用いる生殖補助医療研究」について容認することが適当とされ、関連指針等の速やかな検討を求められことから、厚生労働省では、「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」（以下、ゲノム編集指針という。）及び「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」（以下、ART 指針という。）の改訂に向け検討を行う。

このため、ゲノム編集指針及び ART 指針に関する議論については、厚生科学審議会科学技術部会に「ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究に関する専門委員会」が設置されているが、上記に対応するため令和元年 8 月 1 日より組織体制を改変する。

改変の概要（別紙参照）

「ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究に関する専門委員会」を「ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会」へと変更し、次に掲げる業務を実施する。

- （１）「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」の見直しに関する検討
- （２）「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」の見直しに関する検討
- （３）その他

委員構成

研究者、医療関係者、関連する学会関係者、人文・社会科学分野、患者団体等の有識者等から構成する。

委員及び委員長は科学技術部会長が指名する。※

※ 厚生科学審議会科学技術部会運営細則第 2 条に基づく。

その他

- 当該委員会は、文部科学省と連携を図りつつ行われるものとする。
- 当該委員会の庶務については、委員会で議論する内容に基づき、子ども家庭局母子保健課または健康局難病対策課が行う。

ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究に関する 専門委員会の改変について(案)

